

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募） | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|---------------------------------|--------------------------------------|-----------|---------------------------------------|--|--------------|--------------|--------|----------|----|
| 令和2年度 那覇空港航空機騒音・飛行経路・地上運用実態調査 | 甲田 俊博 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和2年9月7日 | (株)CTIウイング 大阪府大阪市中央区道修町1-6-7 | 一般競争入札を行ったところ、再度の入札をしても落札者が無かったことから、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 22,997,660円 | 22,550,000円 | 98.0% | | |
| 伊丹VOR/DME30kVA発電装置外1点（製造・設置・調整） | 甲田 俊博 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和2年9月11日 | ヤンマーパワーテクノロジー(株) 大阪府大阪市北区茶屋町1-3-2 | 一般競争入札を行ったところ、再度の入札をしても落札者が無かったことから、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 156,633,191円 | 155,650,000円 | 99.3% | | |
| 福江ORSR150kVA可搬型発電装置1式の製造 | 甲田 俊博 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和2年9月11日 | ヤンマーパワーテクノロジー(株) 大阪府大阪市北区茶屋町1-3-2 | 一般競争入札を行ったところ、再度の入札をしても落札者が無かったことから、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 58,547,513円 | 57,200,000円 | 97.6% | | |
| 関西国際空港06L-GS/T-DME装置調整作業 | 甲田 俊博 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和2年9月11日 | 日本電気(株) 関西支社 大阪府大阪市中央区城見1-4-2-4 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 8,379,462円 | 7,953,000円 | 94.9% | | |
| 関西国際空港仮設06L-L0C装置調整その他作業 | 甲田 俊博 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和2年9月11日 | 東芝インフラシステムズ(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町7-2-3-4 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 8,304,925円 | 7,733,000円 | 93.1% | | |
| 令和2年度熊本ASRロータリージョイント等交換・調整作業 | 占部 誠一 熊本空港事務所 熊本県上益城郡益城町大字小谷 | 令和2年9月14日 | (株)航空システムサービス 東京都港区芝5丁目7番1号 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 2,881,286円 | 2,420,000円 | 83.9% | | |
| 那覇空港用地賃貸借 | 甲田 俊博 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和2年9月16日 | 個人情報保護法に基づき記載しない | 航空保安用地等に供するため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 14,705,901円 | 14,705,901円 | 100.0% | | |
| 高知TSR駆動機構オーバーホールその他作業 | 東 和則 高知空港事務所 高知県南国市物部 | 令和2年9月16日 | 日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 6,301,348円 | 5,995,000円 | 95.1% | | |
| 那覇第1TSRロータリージョイント等オーバーホール外1件作業 | 甲田 俊博 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-79 | 令和2年9月18日 | 日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 10,801,249円 | 10,670,000円 | 98.7% | | |

公共調達最適化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募） | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|----------------------------|--------------------------------------|-----------|--------------------------------------|--|-------------|-------------|-------|----------|----|
| 関西国際空港MLAT装置改修作業 | 甲田 俊博 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和2年9月23日 | 三菱電機（株） 東京都千代田区丸の内2-7-3 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 10,417,445円 | 10,120,000円 | 97.1% | | |
| 令和2年度宮古島SSR駆動機構オーバーホール作業 | 甲田 俊博 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和2年9月24日 | 東芝インフラシステムズ（株） 神奈川県川崎市幸区堀川町7-2-34 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 1,006,143円 | 935,000円 | 92.9% | | |
| 令和2年度下地島TSRペDESTAL等交換その他作業 | 甲田 俊博 大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 | 令和2年9月24日 | 日本電気（株） 東京都港区芝5-7-1 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 6,124,072円 | 6,050,000円 | 98.7% | | |
| 令和2年度那覇空港移動物件監視装置運用支援 | 伊藤 聡司 那覇空港事務所 沖縄県那覇市安次嶺531-3 | 令和2年9月30日 | 日本電気（株）関西支社 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号 | 本作業を適切かつ確実に履行できる者は、当該装置の製造業者であり、本作業を実施するために必要な知的財産権及び技術情報を有している当該業者のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。 | 13,086,739円 | 13,079,000円 | 99.9% | | |